

# 自転車ルール・マナー確認書 Q&A

東京都青少年・治安対策本部

平成 29 年 1 月

## Q1 自転車ルール・マナー確認書を作成・配布する目的は何ですか。

答 都内の自転車事故は 11,000 件を超え、自転車乗用中の死者は 33 名に上っています（平成 27 年中）。自転車側に何らかの違反があったとされる事故の割合は約 5 割、自転車が関与する事故の全交通事故に占める割合は全国平均の 2 倍近い 32% となっています。自転車事故を減らしていくためには、都や警察はもちろん、事業者の皆様にもご協力いただき、様々な機会を捉え、利用者の方々の交通安全意識を向上させていくことが重要です。

このような認識から、都は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車販売の機会を通じたお客様への啓発実施について、義務規定といたしました。

この、「自転車ルール・マナー確認書（以下「確認書」という。）」は、販売店の皆様にも実施していただき、お客様への啓発に活用していただくために作成したものです。

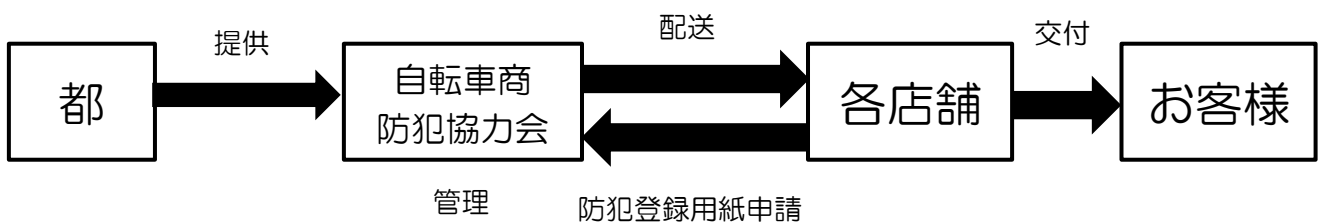
販売店の皆様によるお客様への啓発は、一人ひとりにしっかりと届くものであり、意識の向上、自転車の安全利用に多大な効果があるものと認識しております。この取組の趣旨をご理解いただき、是非、ご協力をお願いいたします。

## Q2 確認書はどのように配布されますか？

答 確認書は都が作成し、東京都自転車商防犯協会へ送付されます。その後、確認書は同協会が管理し、各店舗の申請に応じて防犯登録用紙とともに各店舗に配送されます。

確認書は 60 枚綴りの簿冊形式で作成しています。仮に、防犯登録用紙を 50 枚申請すれば、1 冊が届くこととなります（防犯登録用紙との差分は、破損や汚れ等により使用できなくなった場合や防犯登録をされなかったお客様用に予備分として付けていますが、通常通りご使用下さい。）。

### 配送フロー図



※なお、確認書は、自転車安全利用促進に関する協定に基づき、au 損害保険株式会社のご協力のもと作成しています。協定の内容については、後掲の問合せ先までご連絡ください。

## Q3 確認書の使用方法は？

答 使用法は以下のとおりです。

- 1 販売時、お客様に防犯登録用紙を記入していただく際に、あわせてこの確認書も渡していただきます。
- 2 お客様には、表面に記載された自転車交通ルールを確認、チェックを付けていただきます。
- 3 販売担当の方は、チェックしていただいたことを確認して、確認書下部の「販売担当者チエ

ック欄」にチェックの上、確認書をお客様にお持ち帰りいただきます。

4 また、交付の記録のため、簿冊表紙の裏面の記録簿をご記入ください。この記録簿は、概ね1年間保存していただき、期間が経過したら廃棄して下さい。

なお、確認書の裏面では、事故による死者の約7割は頭部損傷が主因であることなどを各種データやイラストにより示しています。チェック項目をなぜ守らなければいけないのか理解していただく内容となっていますので、お客様にはお読みいただくようご案内をお願いします。



確認書を渡す



お客様によるチェック



自転車ルール・マナー確認書交付記録簿							
NO.							
No	交付年月日	販売店番号	備考	No	交付年月日	販売店番号	備考
1	-	-		31	-	-	
2	-	-		32	-	-	
3	-	-		33	-	-	
4	-	-		34	-	-	
5	-	-		35	-	-	
6	-	-		36	-	-	
7	-	-		37	-	-	
8	-	-		38	-	-	
9	-	-		39	-	-	

記録簿への記入

#### Q4 条例の義務を履行する上で、必ず確認書を使用しなければいけませんか？

答 条例上、「確認書を必ず使用しなければならない」という規定はありません。

ただし、運用上、東京都自転車商防犯協力会に加盟する店舗へ防犯登録用紙とセットで送付することになっています。店舗側で既に自転車安全利用に関する取組を実施されている場合は、併せて確認書もご活用いただければ幸いです。

#### Q5 確認書の数が足りません。どこから入手できますか？

答 確認書は、都にご協力頂いている東京都自転車商防犯協力会が管理しています。不足する場合は、東京都自転車商防犯協力会へご連絡いただくか、東京都ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じて印刷し、ご活用ください。

※東京都交通安全課HP：

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzen/nriyou-sokushin/jitensha-4/index.html>

#### Q6 自転車の販売の機会以外に、確認書を活用することは可能ですか？

答 確認書は、基本的には、自転車の販売の機会を通じて活用していただくことを想定しています。部品の販売時や整備時には当課で作成しているリーフレットをご活用ください。リーフレットの配送希望に関しては、後掲の問合せ先までご連絡ください。

## Q7 2台同時に購入された場合、2枚分チェックしてもらう必要がありますか？

答 必要ありません。

確認書の内容は全て同様のため、複数台購入された場合は、1枚（1回）チェックしてもらうだけで結構です。

ただし、複数人がそれぞれ1台購入するような場合は、一人1枚はチェックしてもらえるようにお願いします。

## Q8 子供が自転車を購入する場合、その子供に確認書を交付すれば良いでしょうか。

答 保護者等と一緒に来店されている場合は、その保護者と一緒にチェックしてもらうようご案内をお願いします。子供が児童等で、確認書の内容の理解が難しい場合には、保護者にチェックしていただき、保護者から児童等に内容を伝えていただくようご案内をお願いします。

## Q9 お客様から確認書のチェックを拒否されましたが、どうすればいいですか？

答 条例第13条第1項により、販売店は安全利用の啓発義務があることをお客様へご説明いただき、ご協力いただくようお願いください。それでも拒否される場合は、道交法等を遵守し自転車を利用していただくことをお伝えいただき、強制的に確認書を交付する必要はありません。

## Q10 確認書は1度チェックしてもらえば、後日、別の自転車を購入されたときに、再度チェックしてもらう必要はないでしょうか。

答 自転車に係る交通ルールの確認・学習は、継続的に実施する必要があると考えています。短期間に複数回自転車を購入されている場合も、同様に実施していただくようお願いします。

## Q11 確認書の内容についての問合せ先はどこですか？

答 確認書の内容に関し、御不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せ下さい。お客様から尋ねられた場合も、こちらを御案内下さい。

東京都青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課

電話 03-5388-3127

FAX 03-5388-1217

Mail [S0000569@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000569@section.metro.tokyo.jp)